

◎意見の反映状況

区分	内容	件数
A	素案に修正を加え反映させたもの	0
B	素案にすでに盛り込まれたもの 素案の考えに合致し、今後、具体的な対応を遂行する中で反映・検討していくもの	0
C	今後の検討課題とするもの	0
D	反映することが困難なもの	0
E	その他	2

【大麻栽培者の要件】

番号	意見要旨	対応	県の考え方
第2-1-(2)	対馬市には、「対馬麻（大麻と綿の交織布）」があり、昭和30年代に対馬麻の生産は、ほぼ途絶えています。遺物や資料は膨大に残っています。 「大麻に関する相当の知識及び栽培経験を有している」の審査の際、例えば、対馬麻に関する知識や技術的な能力も含めて審査して頂いた上で、可能性を感じる者に対しては、門戸を開いて頂きたく考えます。	E	ご意見をいただいた項目については、申請者が、大麻に関する相当の知識を有していることと合わせて、栽培経験を有していると認められる者としており、厳正に審査を行うこととしております。
第2-1-(3)-ウ	「必要とする大麻製品の代替品」について。 日本人が本来「麻」と呼んでいたのは「大麻」なのですが、昭和37年に制定された家庭用品品質表示法では、「麻」を明治期に輸入された外来種である「リネン」と「ラミー」と定めています。 対馬麻は「大麻」です。対馬麻を次世代へ継承するためには、大麻製品の代替品などはないことを承知していただくと幸いです。	E	ご意見をいただいた項目については、栽培目的に十分な必要性が認められることの一例として、必要とする大麻製品の代替品として適当なものがないことを規定しており、具体的な申請の内容について、厳正に審査を行うこととしております。